

基調講演

「地域を支える情報拠点をめざして ～『これからの図書館像』報告から 10年～」

講師：慶應義塾大学教授 糸賀雅児

1 はじめに

講演タイトルの「地域を支える情報拠点をめざして」は、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の平成18年の報告書「これからの図書館像」の副題としたものである。「これからの図書館像」の公表からこの十年の間にどのような進展があったのか、今後、図書館の現場の職員がどうしているかを考えていくべきか、個人的な見解を交えつつお話し申し上げたい。



(講演中の糸賀講師)

2 これからの図書館サービスに求められる新たな視点

図書館には市場原理ではなく、公共原理に基づく経営が求められている。これからの図書館サービスの在り方を「公共性」という視点から考えたい。

来館者数や貸出冊数は、図書館運営を評価する上での重要な基準とされるが、必ずしも「公共性」の指標とはならない。図書館における「公共性」は、公共経済学における「外部効果」という概念を用いると理解しやすいと思う。

「外部効果」とは、サービスの直接の受け手とならないところにもたらされる波及効果のことである。代表的なものとしては義務教育があげられるが、図書館も、図書館を利用することで得られた成果が社会に還元されれば、直接図書館を利用した人以

外にも利益が及ぶことになり、正(プラス)の「外部効果」があると言える。これこそが図書館の「公共性」であり、「公益性」とも言える。「公共性」を高めるために、図書館の蔵書構成やサービスは、「外部効果」が最大限発揮されるよう考慮されなければならない。

『絶歌－神戸連続児童殺傷事件』(元少年A著、太田出版、2015年)の図書館における取扱いは、図書館の「公共性」を考える上で格好の教材となるだろう。要望が多いからといって、このような資料を図書館で自由に利用させることは、特定の人に不利益が生じたり、負(マイナス)の「外部効果」が生じたりするのであれば、「公共性」の高いサービスとは言えない。

図書館は資料の価値判断をしてはならないということが言われるが、図書館が選書をしている時点で何らかの価値判断を下しており、そこにこそ司書の専門性が問われる。自由閲覧が常に最適とは限らないのであり、図書館のサービスを直接受ける人以外にどのような効果をもたらすのか、外部に対する説明責任が果たせるのかを考えて、資料の提供方法を選択するべきである。

公共図書館における新刊の「貸出猶予」問題も議論を呼んでいる。

図書館で貸出しをすることによって、実際に出版社等の民間事業者を経済的な損失を与えているかどうかは疑問である。

しかしながら、図書館が著作権者の許可なく著作物を貸与できるのは、著作権法によって著作権者の権利を制限しているからであって、図書館が貸与する権利を持っているわけではない。図書館は、著作権者＝権利者への配慮を怠ってはならないのである。利用者の側も、図書館資料の大半は値段の付けられた商品であることを認識すべきである。

「貸出猶予」は、図書館側から、著作者や読書にかかわる民間事業者への配慮や「リスペクト」(尊敬)、また彼らと「共存共栄」するという意思を示す方法として考えられると思う。

次に、「公共性」を考える上では余り注目されてこなかった「貸出制限冊数」について考えたい。

「貸出制限冊数」はサービス拡充の一環として増加を続けてきた。「貸出制限冊数」が多ければ、図書館運営の実績となる貸出冊数が増えることは間違いないが、貸し出した本は、貸出期間中は借りた人に占有され、他の人は利用することができない。資料は限られた予算（税金）で購入されている。ただ多く貸し出すよりも、「貸出制限冊数」を適切な冊数に設定し、使えない状態にある本を減らすことが「公共性」を高めることになるのではないか。

レファレンスサービスについては、「これからの図書館像」でもその重要性を強調してきたが、インターネットの普及もあり利用件数は減少傾向にある。

レファレンスコーナーの名称や設置場所も、利用者を遠ざける一因となっており、工夫の余地があるだろう。質問があってから回答するだけでなく、パスファインダーのような形であらかじめ利用者の疑問を想定しておくことも必要である。

また、利用者は開架の蔵書構成、蔵書の質・量をみて、図書館でレファレンスサービスを利用するかどうか判断を下しており、それらのことに気を配ることも重要だ。

レファレンスは司書の専門性が発揮される最たる分野のひとつと考えられているが、特殊で難解な質問に回答することよりも、正解を明示できない相談に対して、利用者自身が最適解にたどり着けるように資料の紹介・提供を行い、サポートするようなレファレンスこそ重視するべきである。

所蔵検索や調べものの多くがインターネット上で解決されるようになった今、レファレンスの質的な転換が求められており、図書館員でなくてはできないレファレンス、課題解決支援というものを考えていかななくてはならない。

平成 24 年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、「地域の課題に対応したサービス」の例として、ビジネス支援、健康・医療、法律情報の提供、行政支援の 4 つがあげられているが、

地域の課題はそれぞれ異なる。地域にあわせたサービスを提供すればよい。

図書館の利用者は、地域の課題に対する関心が潜在的に高い人が多い。これからは図書館が、そうした利用者や、他の社会教育施設、地元の団体等を結びつける仲介者としての役割を果たし、継続性、発展性のある地域の課題に取り組むことが、図書館の存在意義を高める意味でも求められるだろう。

このようなレファレンスや課題解決の在り方は、「これからの図書館像」から十年たつて、大きく変わってきた点である。

3 これからの図書館経営に必要な視点

指定管理者制度の導入など、図書館業務の再編成が進む中、どのような仕事を専任の職員がやり、どのような仕事なら民間にも任せられるのか、明確にしておくことが必要になっている。

ひとつの目安として、図書館の主な業務を専門性の高低によって位置づけてみる。専門性は、①サーキュレーション（閲覧・貸出・排架・複写）、②レファレンス（調査・相談・教育）、③コンテンツ（選書・分類・付加価値）、④マネジメント（企画・経営）の順に高くなり、①など、単純技能の分野は、部分的には業務委託も考えられるが、判断・知識が求められるレファレンス以上の分野には、専門性を持った専任職員を配置すべきである。

質の高い図書館を運営するためには、地域の事情に通じていることも必要で、特に図書館全体の「公共経営」を考えるマネジメントには、専門性ととも地域での豊富な経験が欠かせない。

これからの図書館運営においては、「公共経営」の視点を持った上で、PPP（公民連携）や収益事業についても考える必要がある。図書館が持っている集客力と、利用者の特性を生かした収益事業で、より質の高いサービスを提供できれば、首長や上位組織に図書館の必要性を多角的にアピールし、図書館の基本的なサービスの充実を図ることもつながる。

図書館を取り巻く状況は厳しいが、今後の図書館運営の参考にしてほしい。